

第8章 地質汚染

昭和62年3月、内箕輪地区の民家の井戸水から有機塩素化合物のトリクロロエチレンが検出された。調査の結果、原因者は半導体部品の製造工場と特定された。

平成元年には、久留里市場地区の時計部品工場を原因としたトリクロロエチレンによる地下水汚染を確認した。

また、外箕輪地区では、ドライクリーニングで使用されたテトラクロロエチレンによる地下水汚染も確認した。

市では、各事業者と連携して汚染浄化のための取組を行い、現在も水質調査を継続している。

国は、飲料水の水質保全の観点から、平成元年4月に「化学物質の審査及び製造等に関する法律」でトリクロロエチレン等を有害物質として定め、

使用や処分などの適正化を図った。さらに、水道水の水質基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁に係る環境基準、土壌の汚染に係る環境基準などが定められた。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表8-1に、土壌の汚染に係る環境基準を表8-2に示す。

千葉県は、トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図るため、平成元年に「地下水汚染防止対策指導要綱」を制定した。その後、同年6月に水質汚濁防止法が改正されるとともに、平成14年5月に土壌汚染対策法が制定されるなど、地質汚染対策に必要な法整備が進められた。

また、県では平成20年7月に「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を制定し、重金属や揮発性有機化合物等の28物質による地質汚染の未然防止対策や汚染時の対応等、事業者が自主的に取り組む際の具体的な方法を定めた。

(表8-1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項	目	基 準 値
1	カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 mg/ℓ 以下
4	六価クロム	0.02 mg/ℓ 以下
5	砒素	0.01 mg/ℓ 以下
6	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
11	クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下

項	目	基 準 値
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
20	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
21	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
22	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
23	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
24	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
26	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
27	ほう素	1 mg/ℓ 以下
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

(表 8-2) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目		基 準 値
1	カドミウム	検液 10 につき 0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつ き 0.4 mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
5	六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg以下であること。
6	砒素	検液 10 につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
7	総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	P C B	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
13	クロロエチレン	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1 mg以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
22	チウラム	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
23	シマジン	検液 10 につき 0.003 mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
25	ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
26	セレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
27	ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg以下であること。
28	ほう素	検液 10 につき 1 mg以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液 10 につき 0.05 mg以下であること。

備考：平成 31 年 4 月 1 日からシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり 1,2-ジクロロエチレンが指定された。

第1節 君津市の地質汚染問題

1 内箕輪地区

昭和62年3月にトリクロロエチレンによる地下水汚染が確認された内箕輪地区では、井戸水利用者の健康被害の防止を図るための緊急対策として、市と木更津保健所が合同で飲用指導を行った。

また、市では昭和63年4月に地質汚染問題に対する調査、対策、監視及び未然防止を網羅する総合的な取組を規定した「内箕輪地区地下水汚染対策基本計画」を策定し、内箕輪地区における地下水の地質区分に沿った汚染の原因や範囲などのメカニズムについて地下水汚染機構解明調査を実施し、地下水を甦らせるための対策を講じている。

図8-1は、調査で明らかになった内箕輪地区の地質の断面図の一例で、工場敷地内から浸透したトリクロロエチレンが、市街地へ移動拡散していく過程を示している。

内箕輪地区で実施した浄化対策を表8-3に示す。工場敷地内で最も高濃度な箇所については、平成元年7月から12月にかけて汚染地層の掘削除去（約2,700 m³）が行われた。掘削された汚染地層は、工場内で無害化処理したのち、元の位置に埋め戻すとともに、集水ますや三連曝気装置なども設置した。また、その他の浸透部位では、地下空気汚染吸引法によってトリクロロエチレンの回収を行った。

平成5年には、敷地境界付近に設けた複数の井戸群から揚水して汚染物質や汚染地下水を地下から強制排出し、市街地への汚染物質の移動拡散を防止する「バリア井戸システム」を施した。

このシステムは、市街地の帯水層に拡散した汚染物質の低減を促進させるため、内みのわ運動公園と久保浄水場の2か所を含め、現在も継続して行われている。

このように、工場内の汚染の除去、汚染物質の移動拡散防止、市街地での汚染浄化対策などにより地下水汚染の浄化が図られた結果、地下水中のトリクロロエチレン濃度は、当初に比べ大幅に改善された。

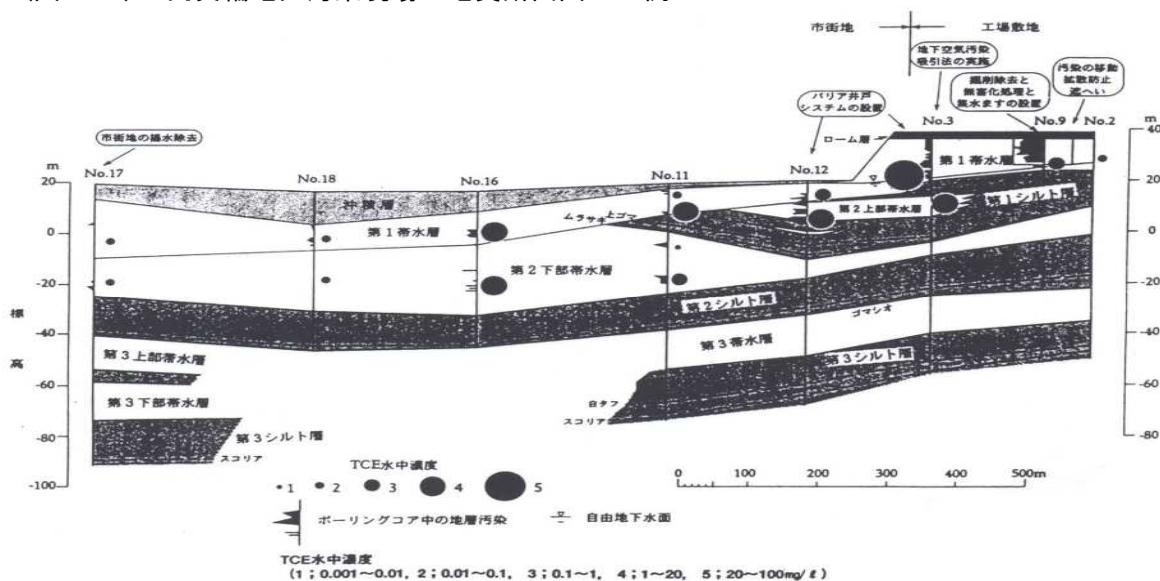
なお、平成26年12月に、事業者は当該地での事業活動を終了し、水質汚濁防止法の特定施設を廃止するとともに、平成27年3月から土壤汚染対策法に基づく工場敷地内の土壤汚染調査を実施した。

調査の結果、工場で使用履歴のあったトリクロロエチレンやふっ素、鉛などの汚染が確認されたことから、県は、平成29年12月15日付けで当該地を同法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定した。要措置区域等の指定の内容を表8-4に示す。

指定を受け、平成30年6月から令和2年1月にかけて事業者は土壤汚染対策工事として、建屋の解体や既存施設の下に残存していた汚染土壌の掘削除去及び埋設廃棄物の除去を実施するとともに、汚染地下水が敷地外へ拡散しないよう、揚水井戸及び水処理施設の設置等を行った。

対策工事实施後は、当該対策の効果について、地下水のモニタリングを実施し、その結果に対して県、市、事業者で協議を継続している。

(図 8-1) 内箕輪地区汚染現場の地質断面図の一例



(表 8-3) 内箕輪地区汚染現場の浄化対策

対 象	浄化対策の概要	地下水汚染	地層汚染	地下空気汚染
汚 染 原 因 箇 所	鋼矢板による締切り	◎	○	
	汚染地層の掘削除去		◎	
	汚染地層の無害化处理		◎	
	地下空気汚染吸引法		◎	◎
	集水ますの揚水による強制排出	◎	○	
	三連曝気塔による宙水処理	◎	○	
敷地境界	バリア井戸システムによる汚染物質の移動拡散防止と強制排出	◎		
市街地	市街地の揚水排出と爆気処理	◎		

備考 ◎は最適、○は適を意味する。

(表 8-4) 要措置区域等の指定の内容

区域の種類	基準に適合しない特定有害物質	講ずべき指示措置
要措置区域	トリクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン	原位置封じ込め又は 遮水工封じ込め
	テトラクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン	地下水の水質の測定
形質変更時要届出区域	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物	なし

2 久留里市場地区

久留里市場地区の汚染は、時計部品等の旋盤加工工場が有機塩素系溶剤を不適正に使用して地下水や地層を汚染させたものである。

この現場では、透水層から汚染地下水を揚水し、曝気処理で浄化する方式が採られ、平成2年から平成7年まで実施された。

なお、工場周辺における地下水汚染や地層汚染は残存するものの、汚染された帯水層を利用する民家の井戸が無いことから、飲用指導や水源転換、健康調査などの被害防止対策は行っていない。

その後、平成7年度から平成12年度にかけて、通商産業省（当時）のバイオレメディエーション研究技術開発プロジェクトにより、微生物の機能を利用して難分解性環境汚染物質を効果的に分解、無毒化し、地質環境を浄化するための現場実証が行われた。

3 外箕輪地区

平成5年6月に外箕輪地先のクリーニング店の立入検査を実施したところ、所有する井戸から基準値の約1/5の濃度のテトラクロロエチレンが検出されたため、事業者の費用負担により、事業場内及び敷地境界で汚染調査を実施した結果、3か所の汚染源が確認され、最大38 mg/ℓのテトラクロロエチレンが検出された。

高濃度のスラッジが投棄された場所では汚染機構を明確にするとともに、平成7年1月に汚染地層の掘削除去を行った。

なお、令和5年度は、事業場内に設けた4か所の観測井でトリクロロエチレン等の水質調査を実施したが、全箇所環境基準を達成した。

第2節 君津市で生まれた技術

1 特許技術

本市では、市内で発生した地質汚染問題の解決のため、千葉県や民間企業と共同で地質汚染の調査及び浄化に取り組んだことにより、新たな対策技術を開発することができた。そして、これらの技術を平成4年に特許出願し、平成11年に特許番号2140003号「地質汚染状況の検出方法及び汚染

物質の除去方法」の特許権を取得した。（平成24年2月特許期間満了）

また、久留里市場地区でのバイオレメディエーション研究技術開発プロジェクトの際に開発された技術である特許番号3505260号「微生物観察用マイクロ検知装置及びそれを用いた汚染された地下水脈の浄化方法」の特許権の譲渡を受けた。（平成27年4月特許期間満了）

【特許番号2140003号の特許の概要】

本特許は、有害物質で汚染された地域において、その汚染状況を検査する方法、並びにその検査結果に基づき汚染物質を除去する方法であり、汚染物質が滞留する地層を正確に検出するとともに、その汚染地層毎に汚染物質を除去し、汚染領域をクリーンにしようとするものである。

特許は下記のとおり1つの検出方法と5つの除去方法からなる、6つの方法で構成されている。

- ①井戸を設けセンサーを吊り下げて地層単位ごとの汚染状況を検出する方法
- ②汚染地層毎に吸引井戸を設けて吸引除去する方法
- ③吸引井戸の周辺に観測井戸を設け汚染度を調査しながら吸引除去する方法
- ④井戸装着部材に通気性部分を設け汚染地層に対し吸引領域を設ける除去方法
- ⑤工場や建物など障害物のある時は、斜めから井戸を設けて除去する方法
- ⑥観測井から熱風を供給し強制揮発させる吸引方法

2 特許以外の技術

市内の地質汚染現場で、土地の汚染状況を的確に把握するための技術が開発され、「君津式表層汚染調査法」として、全国で地質汚染の機構解明に利用されている。

君津式表層汚染調査法とは、地表面付近の地下空気を採取し、汚染物質の濃度分布を調べることで

により、汚染物質の地下浸透箇所を把握するものであり、ボーリング調査など他の調査結果との照合により、汚染地下水の移動経路や地下の汚染状況なども明らかにできる。測定に要する時間は1地点あたり3分程度であるため、測定点を多く設けることにより、短時間で汚染物質の濃度分布を把握することに優れている。

